

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	1級もしくは2級
	心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害	1級もしくは3級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害	特別項症から第3項症まで

郵便による不在者投票

手続きはお早めに

身体に障害のある人が対象

この制度による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、身体障害の程度が左の表に該当する

身体に重度の障害があり、選挙の当日、自ら投票所に行って投票することができない選挙人が選挙権を行使できるようにするため、「郵便による不在者投票制度」が設けられています。

「郵便投票証明書」が必要

郵便による不在者投票を行う場合は、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」が必要で、証明書の交付に伴う手続きはすべて郵送で行われますので、この制度に該当すると思われる選挙人は、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている選挙人で、交付の日から四年間を経過し、有効期間が満了したのものについても新たに申請が必要で、ご注意ください。

なお、郵便による不在者投票の方法は次のとおりです。

選

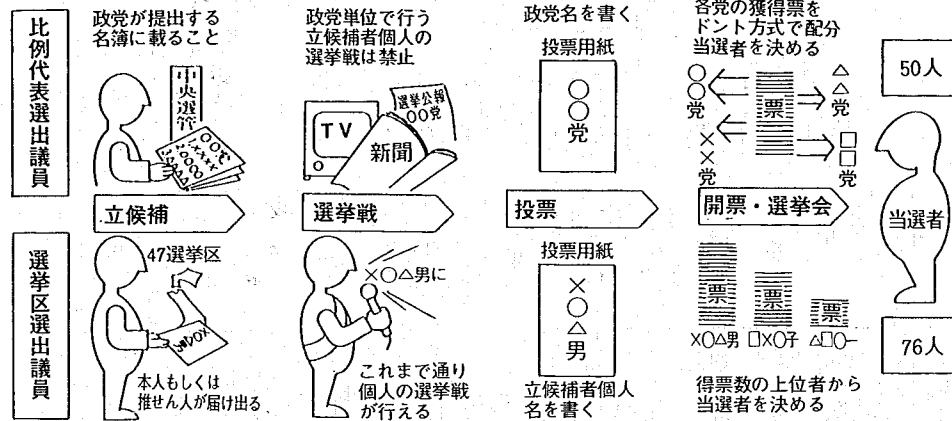
挙

人

- ① 郵便投票証明書の交付申請（氏名を自署のうえ手帳か知事の証明書を添付してください。）
- ② 郵便投票証明書を交付（手帳または証明書を返付します。）
- ③ 投票用紙・封筒を郵送で請求（氏名を自署のうえ郵便投票証明書を添えて投票日の4日前までに到着するようにしてください。）
- ④ 投票用紙・封筒を交付（郵便投票証明書を返付します。）
- ⑤ 自宅等で投票のうえ郵送（封筒に必ず自分の氏名を自署してください。）

選挙管理委員会

参議院選挙の新しい仕組み



(例)

名簿届出政党等名	A党	B党	C党
名簿登載者数	4人	3人	2人
得票数	1,000票	700票	300票
除数	1 ① 1,000	② 700	⑥ 300
	2 ③ 500	④ 350	150
	3 ⑤ 333 $\frac{1}{3}$	233 $\frac{1}{3}$	
	4 250		
当選人数	3人	2人	1人

参議院全国選出議員選挙 (全国区) に、拘束名簿式比例代表制を導入することを骨子とした「公職選挙法の一部を改正する法律」が昨年の国会で成立し、今年行われる参議院通常選挙から適用されることになりました。

現行の全国区の選挙は国全体という広大な地域を選挙区とし、八千一百万人の有権者を対象とする個人本位の選挙となっていたため、有権者にとって候補者の選択が困難で

した。また、多くの候補者にとって膨大な経費を要するなど問題点が多くありました。

このため、公職選挙法の一部が改正され、拘束名簿式比例代表制が導入されたものです。

現行の地方選出議員の選挙(地方区)は、選挙区選出議員の選挙と呼び方が変わるだけで、その制度は変わりません。比例代表選出議員選挙(比例代表選挙)のあらましは次のとおりです。

▽個人個人の候補者に投票するのではなく、政党に投票する方式です。

▽各政党は候補者を選び、順位をつけて名簿を出しますから、名簿や政策をよくみて、有権者は選出政党を決めます。

▽投票用紙には政党名を記入します。

▽当選席数は、各政党の得票数に比例して割り当てられます。そして、名簿に載った候補者の上位から順に当選者が決まります。

また、各政党の得票数に比例して配分する当選人数を算定する方法として、「ドント式」が用いられることになっています。上の表を例にとりながら、ご説明しましょう。

A党、B党及びC党が候補者名簿を提出し、それぞれ四人、三人、二人の候補者が登載されていたとします。説明の都合上、選挙すべき議員の数は六人とします。

まず各政党の得票数を、一、二、三……の名簿登載者数までの整数で除します。

次に、除して得られた商が表のように出てきますので、その商の一番大きい数値から順に数えていき、選挙すべき議員の数(この場合六番目)まで各政党に配分する当選人数を決めます。

その結果、A党には三人が配分されましたので、候補者名簿に記載された順位により上位三人が当選人となります。

政党へ投票する方式に 参院選全国区に比例代表制を導入

「ドント式」で
当選人数を算定